

# 第47回衆議院議員総選挙のお知らせ

12月14日(日)は「**衆議院議員総選挙**」の投票日です。

解散による第47回衆議院議員総選挙は、12月2日(火)に公示され、12月14日(日)に投票が行われます。同時に最高裁判所裁判官国民審査の投票も行われます。

これからの政治をまかせる私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。棄権しないであなたの1票を国の政治に活かしましょう！

## ☆ 投票の方法 ☆

衆議院議員総選挙は、次の順序で投票が行われます。

- ① 最初に候補者個人を選ぶ「青森県小選挙区選出議員選挙」(しろ色の投票用紙)の投票を行います。⇒【候補者の氏名】を1人だけ記入します。
- ② 次に政党を選ぶ「比例代表選出議員選挙」(みず色の投票用紙)と「最高裁判所裁判官国民審査」(さくら色の投票用紙)の投票を行います。  
「比例代表」 ⇒ 【政党の名称】を1つだけ記入します。  
「国民審査」 ⇒ 【記号式】 罷免を可とする裁判官に×を記入します。

## 投票できる人(選挙人名簿に登録される人)

住所要件	年齢要件
平成26年9月1日までに住民票作成 または転入の届出をした人	平成6年12月15日までに生まれた人

## 転出した人

- ◇平成26年8月14日以降、佐井村から他の市町村へ転出した人  
(佐井村の選挙人名簿に登録されている人) → 佐井村で投票することになります。  
《不在者投票請求書を佐井村選挙管理委員会に請求するか、直接投票所にお出てください。》

## 転入した人

- ◇平成26年9月2日以降、他の市町村から佐井村に転入した人  
(転入届をして3ヶ月を経過していない人) → 前住所地で投票することになります。

## ☆期日前投票

- ◇投票日に仕事や旅行などで投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。  
\*期日前投票期間 → 12月3日(水)~12月13日(土)  
\*期日前投票時間 → 午前8時30分~午後8時  
\*期日前投票場所 → 佐井村振興センター「和室」  
※「最高裁判所裁判官国民審査」のみ、期日前投票は12月7日(日)からとなります。

## ☆不在者投票

- ◇佐井村以外の市区町村や指定された病院などで投票できます。  
\*不在者投票期間 → 12月3日(水)~12月13日(土)  
\*仕事の都合などで他の市町村にいる方については、早目に投票用紙などの請求手続きをしてください。  
\*県が指定する病院などに入院している方は、病院内で不在者投票することができますので、不在者投票する旨の申し出を病院長などにしてください。

【次のページに続く】